

警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の概要

1 概要

協力援助者災害給付制度は、何らの協力義務のない一般の国民が社会公共のために警察官の職務に協力援助し、そのために負傷し、疾病にかかり、障害となり、又は死亡した場合（以下「災害」という。）に、その災害の程度に応じて、本人及びその遺族に対して必要と認められる給付を行う、公的な救済手段である。

警察官がその場にいたら当然に警察官が行っていたであろうと考えられる行為を、一般の国民が警察官に代わって行い、そのために受けた災害に対して行う給付制度であることから、警察官が職務に起因して災害を受けた場合とほぼ同様の給付を国又は都道府県が行う。

2 適用要件等

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律に基づく給付が行われるのは、次の場合である。

- (1) 警察官からの要請に応じ、協力援助したために災害を受けた場合
- (2) 現行犯人の逮捕又は犯罪の被害者の救助に当たり、そのために災害を受けた場合
- (3) 水難、山岳遭難、交通事故等の際に人命の救助に当たり、そのために災害を受けた場合

3 給付を行う者及び実施機関

協力援助法による給付は、協力援助者が受けた災害の原因により、次の区分に応じて国又は都道府県が行う。また、災害が協力援助したための災害であるかの認定、給付金額の決定等の権限を有する機関を実施機関といい、給付を行う者の区分に応じて定められている。

- (1) 国が給付を行う場合（実施機関：警察庁）
 - ア 警察庁の警察官からの協力要請に応じたことに起因する場合
 - イ 大規模な災害等の緊急事態に際して、内閣総理大臣から緊急事態の布

告が発せられた区域に派遣されて職務を行っている警察官に協力援助したことに起因する場合

(2) 都道府県が給付を行う場合(実施機関：当該都道府県条例で定める機関)

ア 都道府県の警察官からの協力要請に応じたことに起因する場合

イ 自ら現行犯人の逮捕若しくは犯罪の被害者の救助に当たったこと又は人命救助に当たったことに起因する場合（逮捕又は救助に当たった場所の属する都道府県が給付）

ウ 都道府県公安委員会からの要求に基づき援助におもむいた警察官からの協力要請に応じたことに起因する場合（援助要求を要請した公安委員会の置かれている都道府県が給付）

4 給付の種類、範囲、金額、支給方法等

協力援助者災害給付制度は、国家公務員災害補償制度を基本としており、協力援助者が災害を受けた場合に行う給付の種類は、公務災害補償制度に倣い7種類ある。

給付の範囲、金額、支給方法等は、国が行う給付は国家公務員災害補償法の規定を参しゃくして政令で規定され、都道府県が行う給付は政令の規定に準じて条例で規定されている。

また、協力援助法に基づく給付は給付基礎額を基準として行うこととされている。
(詳細は別添「給付の内容」のとおり。)

5 損害賠償の免責

協力援助者が受けた災害の原因が公の営造物の設置管理瑕疵や安全配慮義務違反等のように国又は都道府県にあるときには、協力援助法に基づく災害給付の支給義務と国家賠償法又は民法に基づく損害賠償の支払義務との調整を図り、国又は都道府県は、協力援助法に基づく給付を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、損害賠償の責を免れる。

6 給付の免責及び求償権

(1) 他の法令等による給付が行われた場合

協力援助法に基づく給付を受ける権利を有する者が、その給付を受ける以前に、協力援助法以外の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、国又は都道府県は、同一の事由については、協力援助法に基づく給付の責めを免れる。

(2) 協力援助者の受けた災害が第三者の行為により発生した場合

ア 協力援助法に基づく給付を受ける権利を有する者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、国又は都道府県は、その価額の限度において、協力援助法に基づく給付の責めを免れる。

イ 第三者からの損害賠償に先行し、国又は都道府県が協力援助法に基づく給付を行ったときは、その価額の限度において、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を代位取得する。

7 時効

協力援助法に基づく給付を受ける権利は、2年間行わない時は、時効により消滅する。

ただし、災害が協力援助法に定める警察官の職務に協力援助したため発生したものかどうかの認定は、協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長の報告を受けた実施機関が行うものであるため、認定に関する時効はない。

8 運用実績

(1) 適用事案数 : 54件（平成17年度）

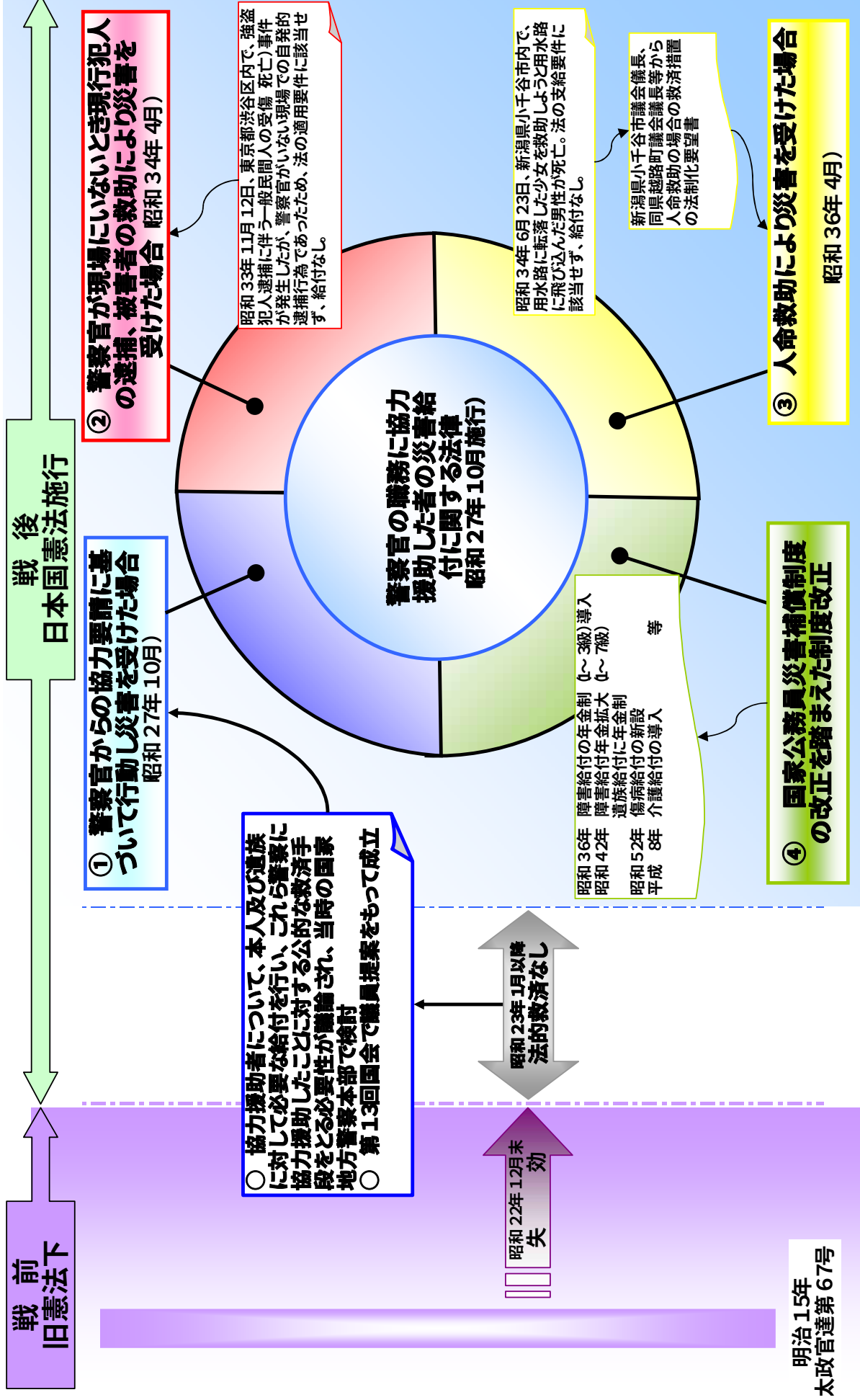
(2) 給付金額 : 約4億3千5百万円（平成17年度）

(3) 年金受給権者数（平成18年4月1日現在）

ア 障害給付年金 4名

イ 遺族給付年金 179名

協力援助者災害給付制度の沿革



法律の適用要件

該当

警察官からの協力要請	個々具体的に明示的かつ明示的な協力援助を求めた場合 協力することが相当な場合 ~ 明示による協力要請ができないような緊迫した状況下	一般的に犯罪の予防、捜査等のための包括的な協力援助を求めた場合 明示による協力要請ができる状況であるのに、警察官からの協力援助の求めに先立ち行った場合
現行犯人の逮捕又は被害者の救助	警察官が通常職務する場所 国会の各議院内部、裁判所の法定内等以外) 一見して犯罪であるとの判断が容易であり、かつ、現実明白に人の生命、身体若しくは財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人 殺人、傷害、強盗、窃盗等) 警察官等法令に基づき当該犯罪の捜査に当たるべき者がその場にいない 業務上の義務なし	威力業務妨害、道路交通法違反などのいわゆる公共の秩序に関する犯罪等の現行犯人 スーパーの店員や警備員が店内で万引きした者を捕まえる行為などは、社会公共のためではなく、職務に当然伴う行為
水難、山岳遭難、交通事故等の際の人命救助	人の生命に危険が急迫している場合 自分の生命、身体に危険が予想されるのにかかわらず勇敢に救助に当たった場合 業務上の義務なし 法令上の義務なし	危険があっても相当の時間的余裕がある場合 教師が引率中の溺れかかった児童を救助する行為などは、社会公共のためではなく、職務上の当然の救助義務 消防法は火災の現場付近に在る者に救助義務を課している 水災以外の災害にも準用)など

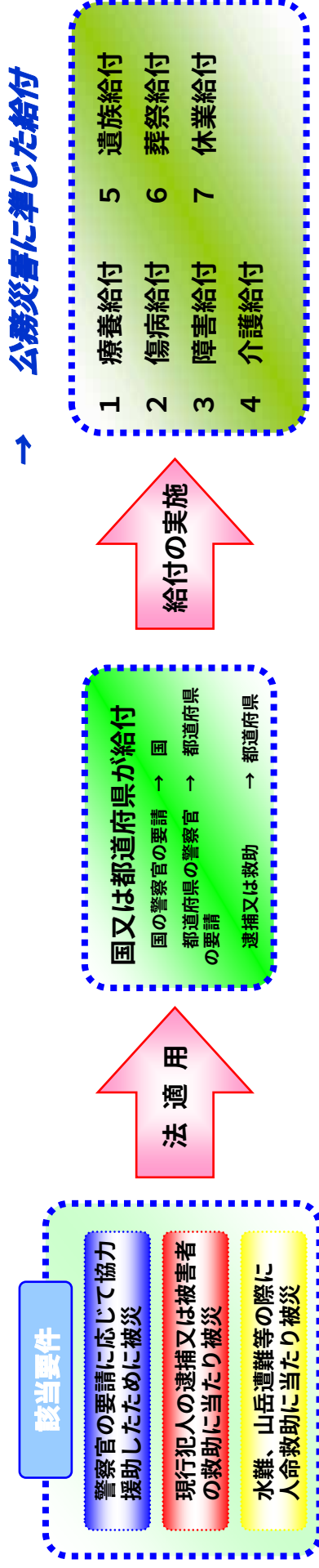
● 給付の対象とならない者

- 1) 当該犯罪の被害者及び現行犯人 それぞれの配偶者、直系血族、同居親族等)
- 2) 被救助者の配偶者、直系血族、同居親族等
- 3) 当該犯罪や危険を誘発した者その他当該被害や危険発生につき責めに任ずべき者
- 4) 都道府県公安委員会において、その者の行為が警察官の職務に協力援助したものに該当すると認めると認める者以外の者

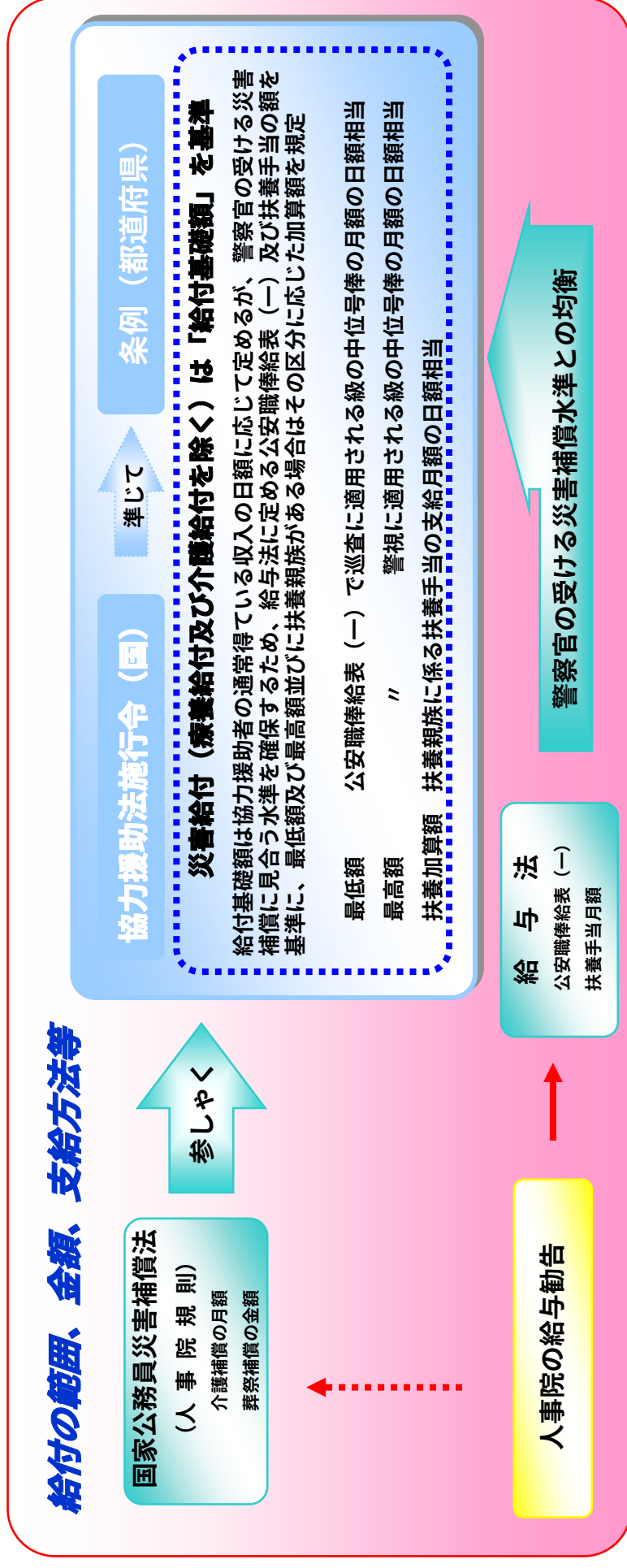
※ 被害者や被救助者の親族等については、都道府県公安委員会において、その者の行為が警察官の職務に協力援助したものに該当し、かつ、給付を行うことが適当であると認める者を除く 肉親的感情の行為を超えて、社会公共のため 行動したものと認められる場合)

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律における給付制度

一般国民が社会公共のために警察官の職務に協力援助して被災した場合の災害給付制度



給付の範囲、金額、支給方法等



労働者（公務員）災害補償制度と協力援助者災害給付制度との関係

労働者災害補償保険法

保険給付

災害に対する迅速かつ公平な保護)

〔業務上災害 法第12条の8
通勤時災害 法第21条〕

療養補償)給付
休業補償)給付
傷病補償)年金
障害補償)給付
介護補償)給付
遺族補償)給付
葬祭料 葬祭給付)

労災給付との間の
均衡に十分考慮
(国公災法第23条)

国家公務員災害補償法

補償

災害に対する迅速かつ公正な補償)

法第9条)
療養補償
休業補償
傷病補償年金
障害補償
介護補償
遺族補償
葬祭補償

公務災害補償制度
を基本

協力援助法

災害給付

定型的な給付で損失を補填)

法第5条)
療養給付
休業給付
傷病給付
障害給付
介護給付
遺族給付
葬祭給付

労働福祉事業

事業主として被災労働者等
の福祉の増進)

法第29条)

社会復帰促進事業

義肢の支給、リハビリ施設等
被災労働者等援護事業
就学等援護費、特別支給金の
支給等

※ 事業の実施に関しては、
厚生労働省令で規定

実態を考慮
(国公災法第23条)

福祉事業

使用者として被災職員等
の福祉の向上)

法第22条)

社会復帰促進事業

義肢の支給、リハビリ施設等
被災職員等援護事業
災害援護金、特別支給金
特別援護金、特別給付金の
支給等

※ 事業の実施に関しては、
人事院規則で規定

福祉事業は、
雇用関係をも
前提として事
業主が行う
恩恵的給付
努力義務)

協力援助者等を対象とした 他の給付金等制度

特別報賞金制度 次長通達)

犯人の逮捕又は犯罪捜査に協力援助し
かつ、死亡又は著しい身体障害を受けた者
に対して支給

見舞金 弔慰金)支給制度

法の適用を受けた災害に係る協力援助者
又はその遺族に対して見舞金又は弔慰金を
支給

財)警察育英会による奨学育英事業

財)警察協会による救援援護事業

給 付 の 内 容

(平成18年4月1日現在)

給付の種類	支給方法	給 付 の 内 容	給 付 金 額 等
療 養 給 付	その都度	協力援助者が負傷し、又は疾病にかかった場合における必要な療養（診察、薬剤の支給、手術、入院等）又は当該療養に要する費用の給付	現物給付又は実費（現金給付）
傷 病 給 付	年金	協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、療養開始後1年6月を経過しても治らない場合において存する重い障害に対する給付	給付基礎額 × 等級に応じた倍数 1 級 313倍（常時介護） 2 級 277倍（随時介護） 3 級 245倍（労働不可）
障 害 給 付	年金又は一時金	協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、治った場合においてなお存する障害に対する給付	給付基礎額 × 等級に応じた倍数 ○ 年金 1 級 313倍 2 級 277倍 3 級 245倍 4 級 213倍 5 級 184倍 6 級 156倍 7 級 131倍 ○ 一時金 8 級 503倍 9 級 391倍 10 級 302倍 11 級 223倍 12 級 156倍 13 級 101倍 14 級 56倍
介 護 給 付	毎月支給	協力援助者が傷病給付又は障害給付の給付の事由となった重い障害により介護を必要とし、かつ、介護を受けている場合における給付	月額給付 ○ 常時介護 ・ 実費補填額の上限 104,590円 ・ 親族等介護の定額 56,710円 ○ 随時介護 ・ 実費補填額の上限 52,300円 ・ 親族等介護の定額 28,360円

給付の種類	支給方法	給付の内容	給付金額等
遺族給付	年金又は一時金	協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付 ○ 年金 遺族給付年金を受けることができるのは、下記の者で協力援助者の死亡の当時生計維持関係のあったもの。 ・配偶者（夫は60歳以上） ・子（18歳を超える最初の3月31日までの間） ・父母（60歳以上） ・孫（18歳を超える最初の3月31日までの間） ・祖父母（60歳以上） ・兄弟姉妹（18歳を超える最初の3月31日までの間にあるか60歳以上） ※ 一定の障害がある場合は、年齢制限なし。 ※ 年金を受けるときは順位とする。 ○ 一時金 遺族給付年金を受けることができる遺族がいらない場合に支給する。	○ 年金 給付基礎額×遺族の人数に応じた倍数 1人 153倍 （ただし、55歳以上又障害等級7級以上の妻にあっては175倍） 2人 201倍 3人 223倍 4人以上 245倍 ○ 一時金 給付基礎額×遺族の続柄等に応じた倍数 ・配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 1,000倍 ・協力援助者と生計維持関係があった上記以外の遺族で、年齢が18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は障害の状態にある3親等内の親族 700倍 ・協力援助者と生計維持関係のあった上記以外の遺族 400倍
葬祭給付	一時金	協力援助者が死亡した場合における葬祭を行うものに対する給付	・ 315,000円 + (給付基礎額×30倍) 又は ・ 給付基礎額×60倍 のいずれか高い方の額
休業給付	その都度	協力援助者が負傷し又は疾病にかかり、そのため収入を得ることができない場合において、特に必要があるとき給付	1日当たり 給付基礎額 × 100分の60

協力援助者災害給付制度における災害給付と 公務災害補償制度における災害補償等の比較

協力援助法に基づく災害給付（療養給付及び介護給付を除く）は「給付基礎額」を基準として行うこととされている。

「給付基礎額」は協力援助者の収入日額（扶養手当に相当する手当を除いた額）に扶養親族の区分に応じた「扶養加給額」を加算した額である。

※ 1 モデルケースの設定

協力援助者が妻と子供（中学生以下）2人の4人家族である場合をモデルケースとする。

$$\begin{array}{ccccccc} 12000\text{円} & + & 433\text{円} & + & 200\text{円} & + & 200\text{円} & = & 12,833\text{円} \\ \text{(協力援助者の収入日額)} & & \text{(妻の加算額)} & & \text{(子供の加算額)} & & \text{(子供の加算額)} & & \text{(給付の基礎となる額)} \end{array}$$

※ 2 「給付基礎額」は、公務災害補償制度の「平均給与額」、労働者災害補償保険制度の「給付基礎日額」に相当するものである。今回の比較においては、それぞれ同額で計算する。

● 死亡した場合

協力援助者災害給付制度		国家公務員災害補償制度	
給付の種類	計算方法及び金額	補償等の種類	計算方法及び金額
遺族給付年金	給付基礎額×223倍 <u>2,861,800円</u>	補償	遺族補償年金 平均給与額×223日分 <u>2,861,800円</u>
葬祭給付	315,000円＋給付基礎額×30倍 又は給付基礎額×60倍の高い額 <u>769,980円</u>		葬祭補償 315,000円＋平均給与額×30倍 又は平均給与額×60倍の高い額 <u>769,980円</u>
※ 他の制度による金銭的給付		福祉事業	遺族特別支給金 <u>3,000,000円</u>
特別報償金（最高額）	<u>2,000,000円</u>		遺族特別援護金 <u>18,600,000円</u>
死亡見舞金（注1）	都道府県で定める額		遺族特別給付金 遺族補償年金の額×20/100 ただし、150万円×223日/365日 の金額を超えない額 <u>572,400円</u>
（財）警察協会弔慰金	<u>1,000,000円</u>		
年金の合計額	2,861,800円	年金の合計額	3,434,200円
一時金の合計額	769,980円	一時金の合計額	22,369,980円

※ 他の制度による金銭的給付計 3,000,000円

注1 死亡見舞金は都道府県独自の給付。現在15都道府県で制度化。東京都の場合3,000万円。

● 傷病の治癒後、（第）8級の障害が残った場合

協力援助者災害給付制度		国家公務員災害補償制度	
給付の種類	計算方法及び金額	補償等の種類	計算方法及び金額
障害給付一時金	給付基礎額×503倍 <u>6,454,999円</u>	補償 障害補償一時金	平均給与額×503日分 <u>6,454,999円</u>
※ 他の制度による金銭的給付		福祉 障害特別支給金	<u>650,000円</u>
特別報償金	<u>400,000円</u>	事業 障害特別援護金	<u>2,950,000円</u>
障害見舞金（注2）	都道府県で定める額	事業 障害特別給付金	障害補償一時金の額×20/100 ただし、150万円×503日/365日 の金額を超えない額 <u>1,290,999円</u>
（財）警察協会見舞金	<u>100,000円</u>		
一時金の合計額	6,454,999円	一時金の合計額	11,345,998円

※ 他の制度による金銭的給付計 500,000円

注2 障害見舞金は障害の程度に応じて行う都道府県独自の給付。現在15都道府県で制度化。東京都の場合820万円（8級）。

犯人の逮捕等に協力した者に対する特別報償金の支給について

昭和38年4月1日 警察庁乙務発第4号、警察庁乙官発第5号
警察庁次長から各管区警察局長、各道府県警察本部長あて

(概 要)

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第8条第1項は、法による給付を受ける権利を有する者が、その給付を受ける以前に、他の法令による給付等を受けたときは、同一の事由については、その限度において法に基づく給付の責めを免れる旨を規定しており、警察官の職務に協力援助して災害を受けた場合であっても、法に基づく災害給付が行われないことがある。

これは補償制度の全般の趣旨からみれば当然のことであるが、警察に対する協力援助行為による災害に対して警察からまったく措置できないことは民警協力を推進している立場上、当を得たものとはいえないことから、警察としてできるかぎり適切な措置をとり得るように、特別報償金支給基準を定めたものである。

なお、法に基づく災害給付を受けた者についても、この基準による特別報償金が支給される。

特別報償金支給基準（概略）

1 支給要件等

警察部外の者が、自らの危難を顧みず犯人の逮捕その他犯罪の捜査に協力援助して、災害を受け、そのため死亡し、又は著しい障害（国家公務員災害補償制度における障害等級第1級から第8級に該当する障害）が残ることが明かであり、かつ、その功労が顕著であると認められたとき、その者（又は遺族）に対し警視総監又は道府県警察本部長は、特別報償金を支給することができる。

2 金額

特別報償金の金額は、200万円以下とし、死亡の場合についてはその功労の程度を、障害の場合についてはその功労の程度及び障害の程度を考慮して定めるものとする。

警察官の職務に協力援助した者にかかる給付の充実のための規程 の整備について

昭和61年3月3日 警察庁丁給厚発第71号

警察庁警務局給与厚生課長から各管区警察局長、各道府県警察本部長あて

（概 要）

都道府県警察の警察官の職務に協力援助した者の災害に対する給付については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律に基づく政令に準じて都道府県の条例により行われているところであるが、一部都県では、条例による給付に加えて見舞金、弔慰金等の支給を定めた規程を独自に整備し、給付の充実が図られている。犯罪に立向って死亡した協力援助者の代償としての給付が法定給付に留まることは、必ずしも適正な補償とは言えないことから、見舞金、弔慰金等の支給に関する規程等が未整備の道府県警察に対し、所要の規定の整備を図るよう要請したものである。

（参 考）

平成18年4月現在、法定給付とは別に見舞金等を支給することのできる規程等を整備しているのは15都道府県。

死亡の場合の金額をみると、3,000万円～100万円程度と都道府県によりばらつきがある。最高額の3,000万円は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に基づき、警察職員が警察庁長官から付与される殉職者特別賞じゅつ金の額と同額である。

財団法人 警察育英会の概要

- 1 設 立 昭和42年2月
- 2 設立発起人 国家公安委員会委員 坂西志保殿以下32人
- 3 目的（寄付行為第3条）

職務によらないで凶悪犯罪の現行犯人の逮捕に当たり、または水難、山岳における遭難などに際し自らの危難をかえりみず人命の救助に当たったため、災害を受けて死亡し、または障害の状態となった者および殉職するなどした警察職員の子弟が、品行方正、学術優秀、身体強健でありながら、経済的理由により修学困難なとき、それらの子弟に対する学資の給与その他育英上必要な事業を行うことを目的とする。

- 4 事業
 - (1) 学資の給与又は貸与
 - (2) 学上必要な学用品の給付
 - (3) 進学又は卒業の際の記念品の贈呈
 - (4) これらの事業に付帯する事業
- 5 事業費 5,570万円（平成17年度）
- 6 奨学内容
 - (1) 奨学金の給与（月額）

			著しく困難	困 難
小中学生			9,000円	7,000円
高校生	国公立		15,000円	9,000円
	私 立		23,000円	14,000円
大学生	国公立	自宅外	30,000円	24,000円
		自 宅	23,000円	
	私 立	自宅外	41,000円	21,000円
		自 宅	29,000円	

- (2) 入学一時金支給

			著しく困難	困 難
小学校入学時			84,000円	60,000円
大学入学時	国公立		70,000円	42,000円
	私 立		140,000円	70,000円

- 7 奨学生数（平成18年3月末現在）
 - (1) 小学生 46人
 - (2) 中学生 37人
 - (3) 高校生 70人
 - (4) 大学生 86人
 - 計 239人

※ 参考

国家公務員災害補償制度における奨学援護金及び就労保育援護金

	保育所等	小学校	中学校	高等学校	大 学
月 額	12,000	12,000	16,000	18,000	36,000

財団法人 警察協会の概要

1 設 立 昭和44年8月

2 目的

警察職員以外の者が、犯人逮捕、人命救助等に当たったため、災害を受けて死傷し、又は損害を受けた場合その他警察職員が殉職又は受傷した場合等において、本人又はその遺族に対し必要と認める救済援護をするとともに、警察活動が国民の深い理解と協力のもとに行われる基盤を造成するために必要な事業を行い、もって社会公共の安全と秩序の維持に資することを目的とする。

3 事業

- (1) 救済援護事業
- (2) 教養援助事業
- (3) 広報活動事業
- (4) 育英寮運営事業

4 弔慰金・見舞金の贈呈

救済援護事業の一環として「警察協力殉難者、殉職警察職員に対する弔慰金の贈呈」及び「警察協力受傷者、公務受傷警察職員等に対する見舞金の贈呈」を実施している。

(1) 弔慰金贈呈基準

		警察協力殉難者	殉職警察職員
扶養家族数	なし	300,000円	300,000円
	1人	500,000円	500,000円
	2人	700,000円	500,000円
	3人	1,000,000円	700,000円
	4人以上	1,200,000円	1,000,000円

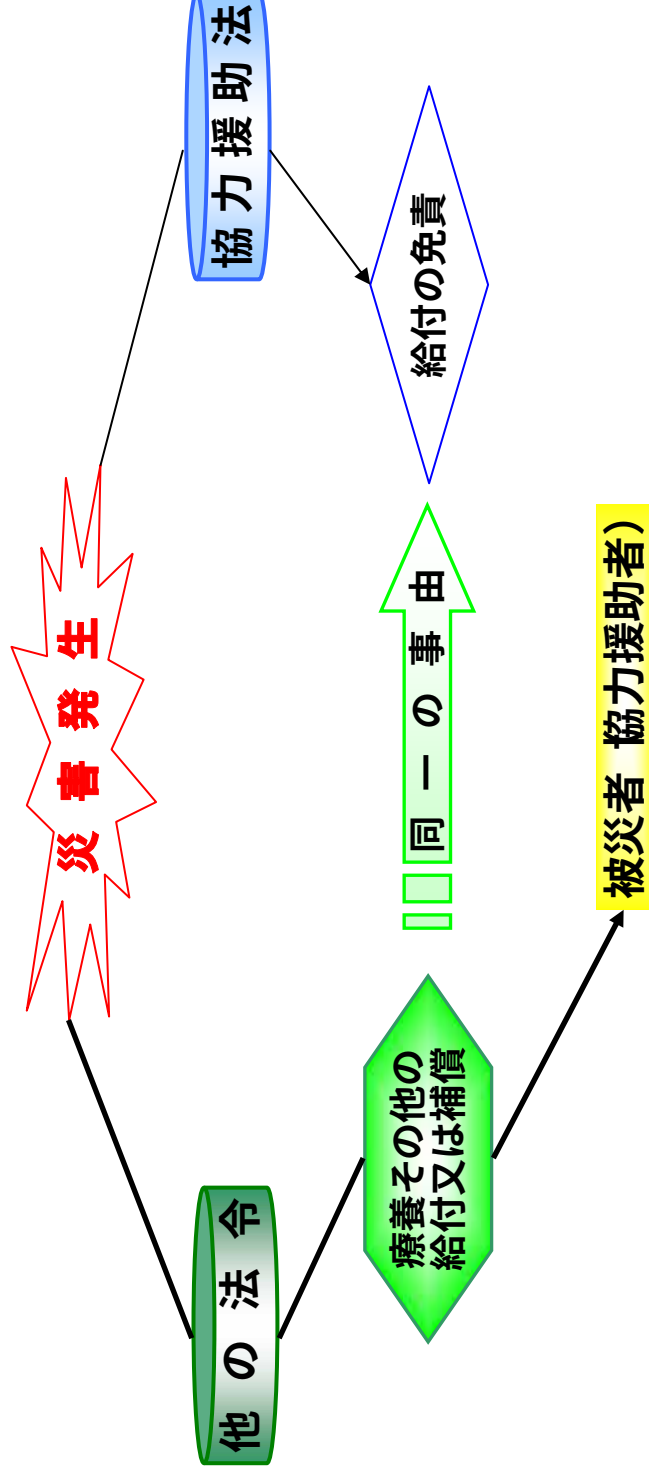
※ 平成17年度は協力殉難者7名、殉職警察職員15名に贈呈

(2) 見舞金贈呈基準

		警察協力受傷者	受傷警察職員(通常)
障害等級	第1級	1,500,000円	1,500,000円
	第2級	1,000,000円	1,000,000円
	第3級	500,000円	500,000円
	第4級	300,000円	300,000円
	第5級	250,000円	250,000円
	第6級	200,000円	200,000円
	第7級	150,000円	150,000円
	第8級	100,000円	
	第9級	100,000円	
	第10級	80,000円	
	第11級	80,000円	
	第12級	80,000円	
	第13級	50,000円	
	第14級	50,000円	

※ 平成17年度は受傷警察職員15名に贈呈

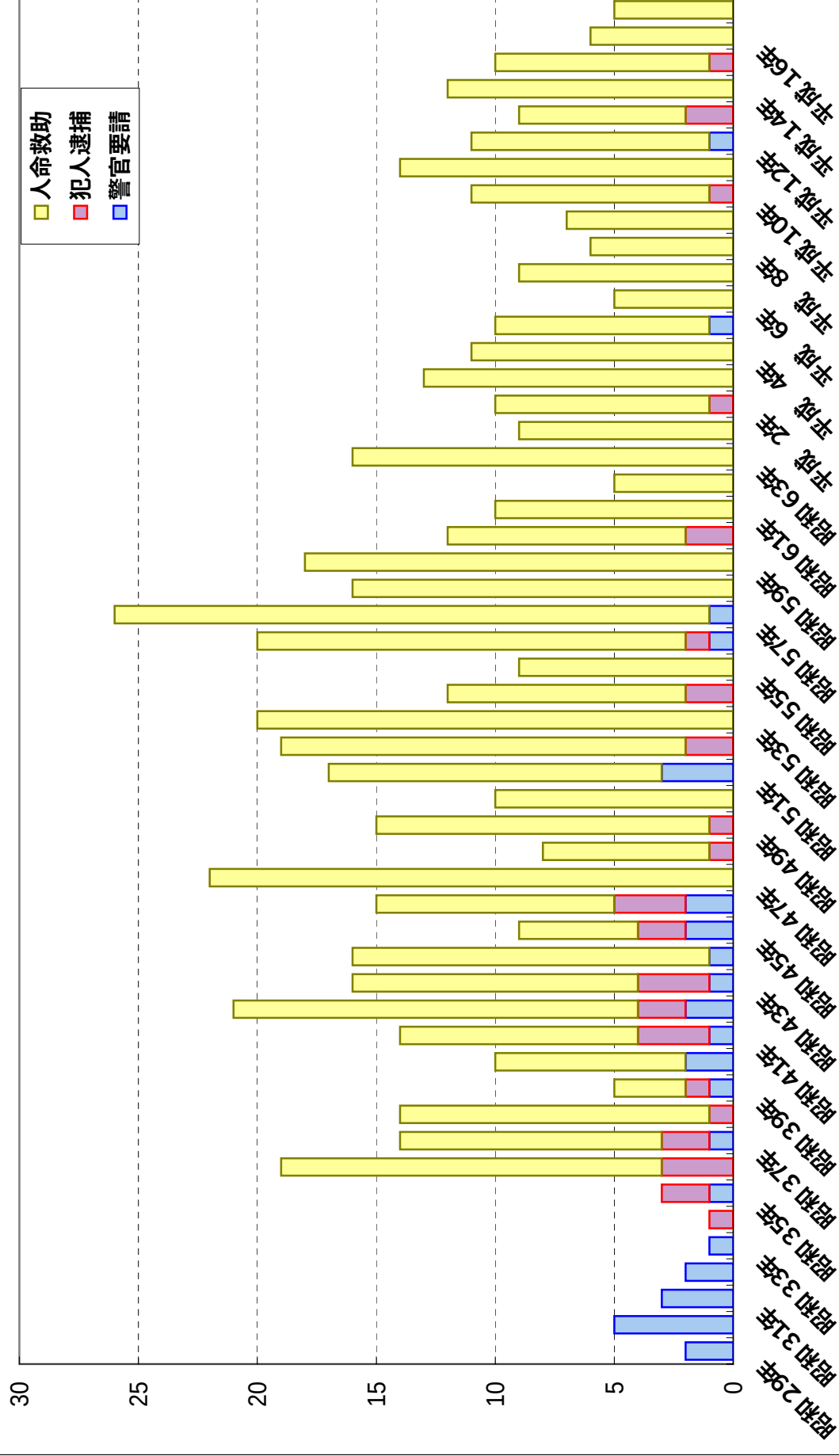
他の法令による給付等との調整



● 免責の対象とされるのは、他の法令による給付又は補償であり、法令に基づく以外の生命保険金や見舞金等は免責の対象とならない。
学校の管理下で発生した児童生徒等の災害に対する日本スポーツ振興センター法に基づく「災害共済給付」など）

● 国家公務員災害補償法に基づく、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金は、災害による障害や死亡を支給事由とするものである。その障害や死亡について「一般」の障害や死亡を支給事由とする厚生年金保険法の規定による障害（遺族）厚生年金及び国民年金法の規定による障害（遺族）基礎年金が支給される場合、支給事由がそれぞれ異なることから併給されることとされているが、年金たる補償の額に0.73～0.90の率を乗じて調整される共済年金の場合は、共済年金で調整）。しかし、協力援助法に基づく傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金は減額調整規定はないので、満額併給される。

警察官の職務に協力援助した者の認定状況 死亡)

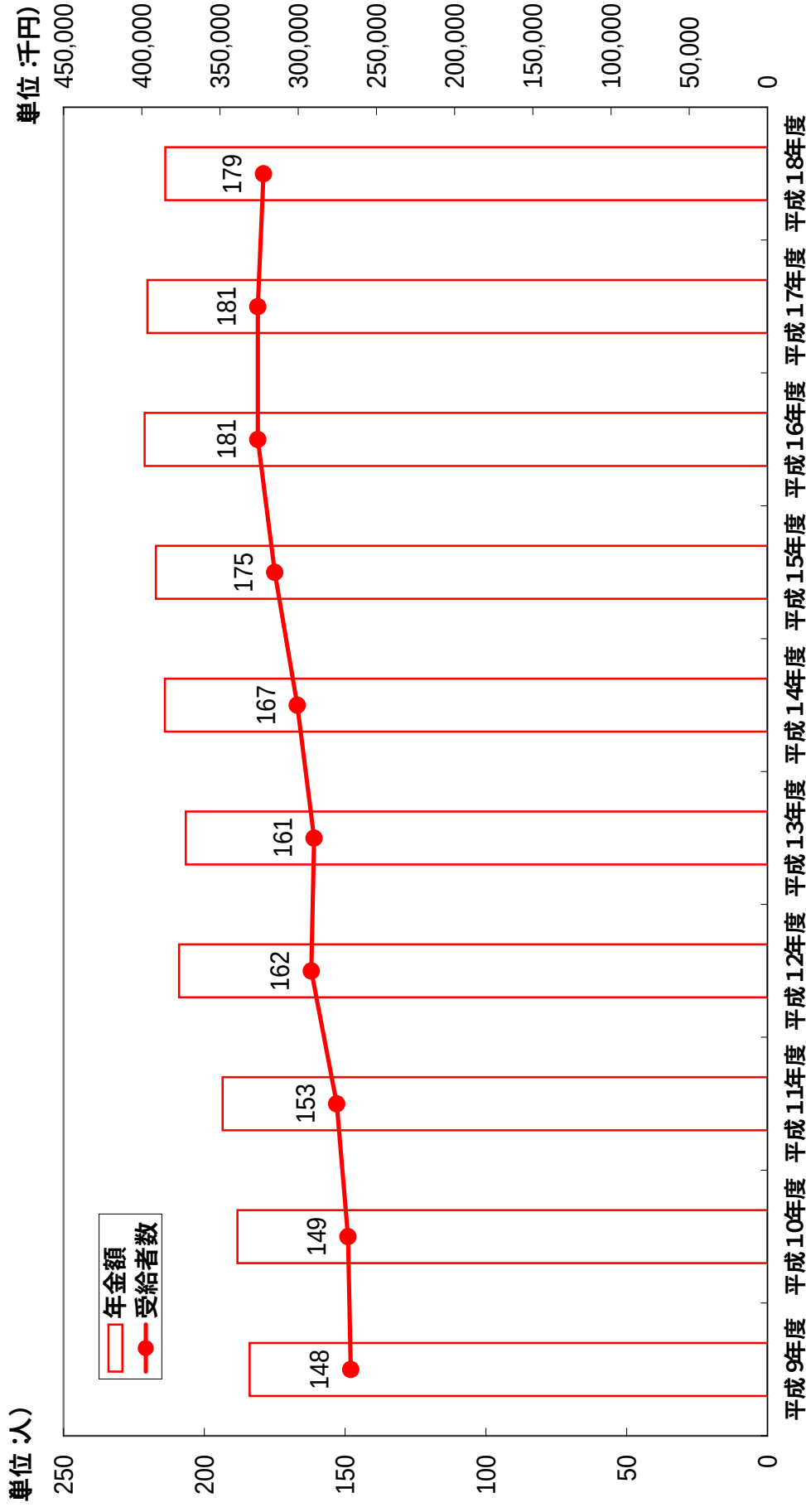


警察官の職務に協力援助した者の認定件数一覧

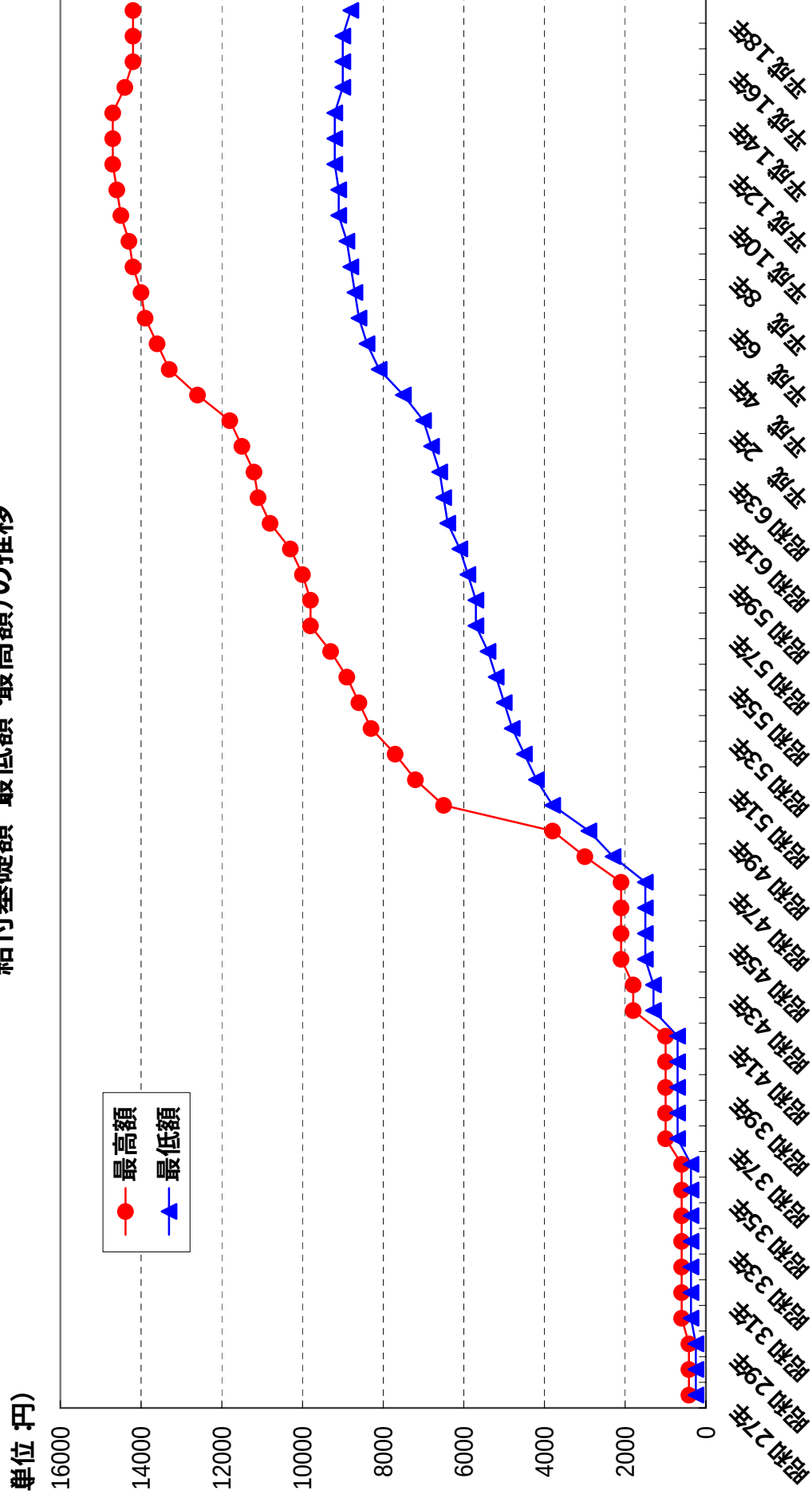
(単位：人)

年度	区分	警察官からの要請		現行犯人の逮捕		人命救助		合計		
		死亡	傷病	死亡	傷病	死亡	傷病	死亡	傷病	計
昭和29年		2	21					2	21	23
昭和30年		5	36					5	36	41
昭和31年		3	29					3	29	32
昭和32年		2	31					2	31	33
昭和33年		1	54					1	54	55
昭和34年			19	1	34			1	53	54
昭和35年		1	30	2	20			3	50	53
昭和36年			21	3	20	16	9	19	50	69
昭和37年		1	22	2	38	11	8	14	68	82
昭和38年			19	1	39	13	10	14	68	82
昭和39年		1	30	1	27	3	6	5	63	68
昭和40年		2	17		16	8	44	10	77	87
昭和41年		1	22	3	26	10	19	14	67	81
昭和42年		2	25	2	22	17	21	21	68	89
昭和43年		1	28	3	40	12	23	16	91	107
昭和44年		1	24		41	15	19	16	84	100
昭和45年		2	24	2	34	5	12	9	70	79
昭和46年		2	19	3	51	10	12	15	82	97
昭和47年			18		31	22	15	22	64	86
昭和48年			15	1	36	7	12	8	63	71
昭和49年			13	1	27	14	13	15	53	68
昭和50年			22		34	10	4	10	60	70
昭和51年		3	17		16	14	8	17	41	58
昭和52年			6	2	28	17	7	19	41	60
昭和53年			12		23	20	6	20	41	61
昭和54年			13	2	21	10	8	12	42	54
昭和55年			5		16	9	11	9	32	41
昭和56年		1	6	1	18	18	5	20	29	49
昭和57年		1	5		24	25	9	26	38	64
昭和58年			4		15	16	7	16	26	42
昭和59年			11		15	18	3	18	29	47
昭和60年			3	2	15	10	11	12	29	41
昭和61年			5		17	10	5	10	27	37
昭和62年			2		20	5	4	5	26	31
昭和63年			5		15	16	7	16	27	43
平成元年			3		12	9	1	9	16	25
平成2年			3	1	16	9	4	10	23	33
平成3年			3		9	13	5	13	17	30
平成4年			9		12	11	7	11	28	39
平成5年		1	3		16	9	4	10	23	33
平成6年			4		18	5	5	5	27	32
平成7年			4		9	9	3	9	16	25
平成8年					21	6	4	6	25	31
平成9年			8		10	7	6	7	24	31
平成10年			9	1	12	10	1	11	22	33
平成11年			5		18	14	6	14	29	43
平成12年		1	9		34	10	11	11	54	65
平成13年			7	2	32	7	8	9	47	56
平成14年			10		31	12	9	12	50	62
平成15年			8	1	50	9	8	10	66	76
平成16年			7		43	6	4	6	54	60
平成17年			7		35	5	7	5	49	54
合 計		34	732	37	1,157	512	411	583	2,300	2,883
		766		1,194		923		2,883		

遺族給付年金額と受給者の推移 平成9年度以降)



給付基礎額 最低額・最高額)の推移



給付基礎額の改定状況

給 付 基 礎 額			給 付 基 礎 額 の 算 定 基 礎 俸 給		
適 用 年 月 日	最 低 額	最 高 額	最低額相当俸給額	最高額相当俸給額	適 用
昭27.10. 1	250	420	7,718	12,684	国警巡査、警部の平均俸給額
30.11.21	370	600	11,200	17,000	29.1.1~32.3.31 警察官俸給表 巡査・警部
37. 4. 1	700	1,000	22,600	31,500	35.10.1~36.9.30公安職俸給表(-) "
42. 4. 1	1,300	1,800	38,800	53,900	40.9.1~41.8.31 " "
44. 4. 1	1,500	2,100	44,200	61,688	43.4.1~43.6.30 " "
48. 4. 1	2,300	3,000	67,500	90,100	46.5.1~47.3.31 " "
49. 4. 1	2,900	3,800	87,100	114,400	48.4.1~49.3.31 " "
50. 4. 1	3,800	6,500	113,300	195,400	49.4.1~50.3.31 " 巡査・警視
51. 4. 1	4,200	7,200	125,700	216,000	50.4.1~51.3.31 " "
52. 4. 1	4,500	7,700	134,500	231,400	51.4.1~52.3.31 " "
53. 4. 1	4,800	8,300	144,200	248,000	52.4.1~53.3.31 " "
54. 4. 1	5,000	8,600	149,800	257,400	53.4.1~54.3.31 " "
55. 4. 1	5,200	8,900	155,900	266,800	54.4.1~55.3.31 " "
56. 4. 1	5,400	9,300	163,400	279,000	55.4.1~56.3.31 " "
57. 4. 1	5,700	9,800	172,400	293,100	56.4.1~58.3.31 " "
59. 4. 1	5,900	10,000	176,100	298,900	58.4.1~59.3.31 " "
60. 4. 1	6,100	10,300	182,200	308,600	59.4.1~60.6.30 " "
61. 4. 1	6,400	10,800	191,900	324,600	60.7.1~61.3.31 " "
62. 4. 1	6,500	11,100	196,300	332,200	61.4.1~62.3.31 " "
63. 4. 1	6,600	11,200	199,200	336,900	62.4.1~63.3.31 " "
平元. 4. 1	6,800	11,500	203,900	344,500	63.4.1~元.3.31 " "
2. 4. 1	7,000	11,800	210,600	354,500	元.4.1~ 2.3.31 " "
3. 4. 1	7,500	12,600	226,100	376,500	2.4.1~ 3.3.31 " "
4. 4. 1	8,100	13,300	243,200	399,000	3.4.1~ 4.3.31 " "
5. 4. 1	8,400	13,600	251,600	408,200	4.4.1~ 5.3.31 " "
6. 4. 1	8,600	13,900	257,200	415,500	5.4.1~ 6.3.31 " "
7. 4. 1	8,700	14,000	260,700	420,400	6.4.1~ 7.3.31 " "
8. 4. 1	8,800	14,200	264,200	424,600	7.4.1~ 8.3.31 " "
9. 4. 1	8,900	14,300	268,100	429,000	8.4.1~ 9.3.31 " "
10. 4. 1	9,100	14,500	271,800	434,200	9.4.1~10.3.31 " "
11. 4. 1	9,100	14,600	274,400	437,900	10.4.1~11.3.31 " "
12. 4. 1	9,200	14,700	275,800	439,700	11.4.1~14.11.30 " "
15. 4. 1	9,000	14,400	270,900	430,800	14.12.1~15.10.31 " "
16. 4. 1	9,000	14,200	268,500	426,000	15.11.1~ " "
—	—	—	267,700	424,600	17.12.1~ " "
18. 4. 1	8,800	14,200	263,000	427,000	18.4.1~ " "

(注) 従来、給付基礎額を算定する基礎俸給として、最低額は公安職俸給表(一)

1級17号俸(巡査の階級)、最高額は8級11号俸(警視の階級)を適用していたが、平成18年4月から俸給表が改定されることから、最低額は公安職俸給表(一)1級63号俸、最高額は7級39号俸を適用している。

